

【貸付金（一般市民の方・団体向け）】

制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
佐世保市獣医学生修学資金貸与	獣医学を専攻する学生に対して、一定期間佐世保市役所で勤務することで返還が免除される修学資金を貸与します。	①大学において獣医学を履修する過程に在学している者 ※現在高校3年生で、獣医系の大学に進学予定者も含む ②将来、市において、獣医師の業務に従事しようとする意思を有している者	1 貸与額 国公立大学 月額100,000円以内 私立大学 月額180,000円以内 2 貸与期間 最大6年間 3 次の場合は、修学資金と加算金（年14.6%）を返還する ・大学を卒業して2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき ・獣医師免許取得後、1年以内に市の獣医師として従事しなかったとき ・従事期間が必要従事期間（貸与を受けた年数×1.5倍）に満たなかったとき など、その他にも条件あり 4 その他 年度に1人まで	職員課 Tel0956-24-1111 内線 2613 メールアドレス syokuin@city.sasebo.lg.jp
災害復興住宅等資金預託貸付金	災害による住宅の復興、解体、宅地の復旧に必要な資金を銀行が融資します。	佐世保市に居住し、年間所得100万円以上有し、身元確実で貸付金の償還が確実と認められる70歳までの方	貸付金額は10万円以上300万円以内、償還期間は6ヶ月の据置期間を含む10年以内（100万円以内の場合は5年以内）	市民安全安心課 Tel0956-24-1111 内線 2266～2267 メールアドレス simian@city.sasebo.lg.jp
小災害生活資金預託貸付金	災害により、被災された市民に対して生活の自立を支援するための資金を銀行が融資します。	佐世保市に居住し、年間所得100万円以上有し、身元確実で貸付金の償還が確実と認められる70歳までの方	貸付金額は10万円以上100万円以内、償還期間は2年の据置期間を含む7年以内	
母子父子寡婦福祉資金貸付金	福祉資金を貸し付けます。	① 佐世保市に住所を有する方 ②配偶者のいない女子や男子で児童を扶養しているもの又はその扶養している児童・寡婦	1 貸付の種類 修学資金、就学支度資金など12種類の貸付 2 返還 貸付を受けた月から半年～1年据え置き、3～20年以内に全額を月賦で返還	子ども支援課 Tel0956-24-1111 内線 5437 メールアドレス kodoshie@city.sasebo.lg.jp

【貸付金（一般市民の方・団体向け）】

制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
奨学金	大学、短期大学、専門学校、高校等に就学するための資金を貸し付けします。	①佐世保市に住所を有する方又はその子 ②大学、短期大学、専門学校(修業年限2年以上)、高等学校又は高等専門学校に在学し、品行方正、成績良好であること。 ③経済的理由により、就学困難と認められること。	1. 貸付月額 ○公立高校、高専:12,000円(黒島・高島出身者は20,000円) ○私立高校:20,000円 ○大学、短大、専門学校:20,000円、30,000円、40,000円 2 奨学金の返還 ○高専・高等学校:卒業後半年据え置き、10年以内に全額を年賦・半年賦又は月賦で返還 ○大学等:卒業後半年据え置き、16年以内に全額を年賦・半年賦又は月賦で返還	教育委員会教育総務部総務課 Tel0956-24-1111 内線 3106 メールアドレス kyouik@city.sasebo.lg.jp
就学一時金	4年制大学、短期大学、専門学校等に進学する方の保護者等に就学するための一時金を貸し付けます。	①佐世保市に住所を有する方 ②その子女が4年制大学、短期大学、専門学校(修業年限2年以上)に進学予定であり、成績良好、品行方正であること。 ③学資調達が経済的に困難な状況にあること。 ④本市就学一時金に滞納がないこと。	1 貸付額 1人に35万円を貸付 2 返還 貸付を受けた月から1年据え置き、10年以内に全額を年賦・半年賦又は月賦で返還	